

## II 松平信綱と野火止用水

野火止用水開削の立役者は松平信綱です。川越藩主として地元の経営に手腕を発揮しますが、むしろ幕府の実力者として、幕府財政、武蔵野の新田開発に力を発揮したことが評価されます。

### 1 松平信綱の川越藩主就任

- ・家康の関東入府直後、川越城には譜代の重臣酒井重忠 1 万石が配属されました。  
同時に川越領内に  
重忠の嫡子忠世 5000 石  
弟 忠利 3000 石  
を与えられています。関ヶ原合戦後、川越領は代官支配となり、川越城は城番の守衛に変わります。  
もともと川越城は江戸城と関係が深い城でしたが、江戸への直通交通路が整備されました。川越街道です。その通過地が野火止であったことにご留意下さい。
- ・慶長 14 年(1609)、酒井忠利が川越城に 2 万石で入封、江戸城警備の総責任者となります。
- ・寛永 9 年(1632)1 月 24 日、二代将軍秀忠が死亡、三代家光政権が成立します。  
松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛が中心となって政権を支えます。
- ・寛永 9 年(1632)11 月 18 日、松平信綱が「老中並」小姓組番頭を兼任します。
- ・寛永 10 年(1633)3 月 23 日、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛が六人衆に任ぜられ、幕政の審議に参画します。
- ・寛永 12 年(1635)、堀田正盛 35000 石(家光の乳母春日局の義理の孫)で川越城に入封
- ・寛永 16 年(1639)1 月 5 日 松平信綱 60000 石で川越城に入封、それまでは忍城主 30000 万石
- ・正保元年(1644)、安松金右衛門が信綱に仕官
- ・正保 4 年(1647)7 月 5 日、常陸新治・武蔵埼玉郡の内 15000 石増加(計 75000 石)  
「武蔵埼玉郡の内」の地がどこを指すのか議論があります。  
大河内文書では「武蔵羽生」とし、新編武蔵風土記稿は、野火止、菅沢、北野、西堀地区とします。
- ・慶安元年(1648)、川越藩、入間・比企・高麗郡などの所領を検地
- ・慶安 4 年(1651)4 月 20 日、家光死去  
老中阿部忠秋、堀田正盛は殉死、信綱は後事を託されたとして動揺を鎮める。
- ・承応 2 年(1653)1 月 13 日、松平信綱、玉川上水開削総奉行、この春、野火止新田を取立てます。
- ・承応 4 年(1655)2 月 10 日、野火止用水開削 3 月 20 日通水します。  
明暦 2 年(1656)、川越の仙波東照宮に石灯籠が奉納(献備)されています。  
川越城主は代々、全員が老中として幕政に参画する立場にありました。江戸と川越の関係が重視され、その体制が組み立てられていたことがわかります。

松平信綱は慶長元年(1596)、幕府代官大河内金兵衛の長男として出生。大河内家は代官頭伊奈家の家老。慶長 6 年(1601)長沢松平家の養子となる。元和 6 年(1620)、大河内松平家を名乗る。

慶長 8 年(1603)9 月、秀忠に拝謁。慶長 9(1604)年、家光誕生、小姓となる。寛永 12 年(1635)幕府職制整備、家光のもとで幕政の実権を握る。寛文 2 年(1662)没。

松平信綱の職務は川越藩は当然ですが、幕府全体の安定化が求められる中で、大きな課題の一つが武蔵野の曠野の新田開発でした。柳瀬川と黒目川の周辺には古村が形成されていました。その中間に

武蔵野の原野が広がっています。

信綱も安松金右衛門もこの原野に水路を走らせ、実りある地にすべきとの認識を早くから持ったことが考えられます。

この地域に自然流下で水を流すには、玉川上水駅付近しか勾配がとれません。玉川上水起元が多摩川からの取水点を、失敗堀と称して、府中から上流へ上流へと動かさせたことを記していますが、その背景に留意下さい。

### 川越藩政の課題

川越藩と江戸幕府は緊密な関係があり、江戸に非常時が生じた場合の軍事的、経済的な詰めの役割を担っていました。多くの面で、江戸幕府の安定化を命題に、政治経済共にその役割を江戸市中と分担する関係にありました。

従って藩財政は江戸に結びつき、フィードバック、安定化が求められ、年貢の安定収入、増徴が課題となっていました。

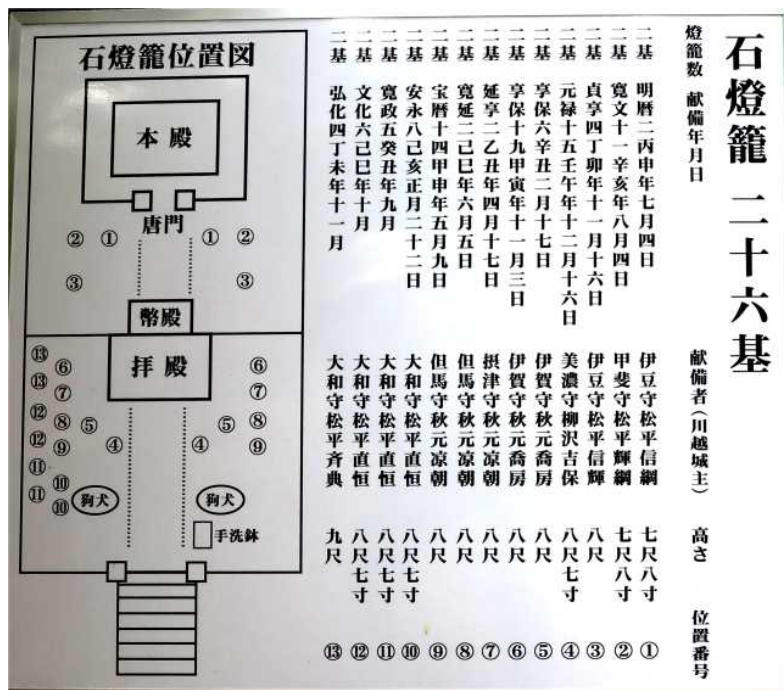
初期は農政を重視し、やがて交易を拡大、新河岸川に河岸をつくって物流、市立てを促します。農政の根本を

- ①小農民の経営を安定化、本百姓としての自立と農業生産力の向上、従来からの本田畑からの年貢増徴
- ②年貢対象地の増加、新田開発の推進

に置きます。その現れは、慶安元年(1648)川越藩に総検地を実施しており、幕府が関東の天領に総検地をした寛文年間(1661～73)に比して、相当に早い時期と云えます。

この当時の検地は、従来からの「土豪の百姓の大経営の下に従属していた小百姓を名請人として検地帳に登録、一人前の年貢負担者として、近世村落の構成員として自立させる」『新座市史』ことにありました。

- その後を見ても、川越藩の検地は
- ①寛文 2 年(1662)、亀ヶ谷新田の検地
  - ②寛文 9 年(1669)、長(永)井村の検地
  - ③延宝 3 年(1675)、五か村で松平伊豆守(信輝)による検地
  - ④延宝 6 年(1678)、下安松村の検地と続きます。①・②の検地によって新田村が成立しています。



川越の仙波東照宮は、徳川家康を祀った神社(喜多院第 27 世住職天海)ですが、本殿前に松平信綱を筆頭に代々の城主が献備した石灯籠がまつられています。

### Ⅲ小川新田村の取り立て

#### 1 小川村の開発

##### ①「石灰御伝馬継場」と「宿」

野火止用水が開通した翌年の明暦2年（1656）、早くも行動を開始したのが岸村（現・武蔵村山市）の小川九郎兵衛でした。

幕府代官今井八郎左衛門に、新田開発の願いを出します。何故、岸村から遙かに離れた地（現小平市）に新天地を求めたのか不明ですが、同じ岸村の村野氏が残堀川を経て五日市街道沿いに砂川新田の開発をしていたことが一因とも考えられます。このことが、野火止分水口付近の砂川村帰属に関わりがあるのではないかと考えられます。

開発当初の文書は明らかではありませんが、宝永5年（1708）に孫の九市が提出した文書が残り、様子がわかります。意識します。

「・・・、当新田敷地古来南武蔵野にて七継往還の内、田無村より同国箱根ヶ崎村へ五里、同所より平井村へ七里、日野村より清戸村へ五里余、府中村より所沢村へ四里、此外数ヶ所之通り、此間武蔵野にて人居御座無く、寒暑風雨の節往還の人馬湯水に渴え至極難儀に及び相果て候もの多く、

中にも田無 箱根ヶ崎は御用多き馬継にて、御白土(石灰)御意の節は六拾駄・九拾駄・百式拾駄程つつ御取なされ候処に 此間 道のり遠く、・・・私祖父九郎兵衛 同国村山郷岸村に罷りあり、この様子かねて見および、右の御伝馬継など御注進並びに往還の人馬救ひのため、自分の入用金を以御新田取立て指上げ申したき旨、五拾三年以前 申の年(明暦二年)、今井八郎左衛門様御代官所の節願ひ奉り候へば 早速仰付けさせられ、

**殊に松平伊豆守様(信綱)より有難き御意を以て、  
西は江戸御水道(玉川上水)と野止留水道との堀分け、  
東は田無村の方へ開発仕り候様にと仰付けさせられ、**

有難く存じ奉り 御新田取立て候ところに、野中の新田 殊に薄地の場所にて 其節は望み申す百姓少なく御座候に付、九郎兵衛身上を掛け 自分入用金を以て 早速御百姓有付け 御用御白土此外七ヶ所への御伝馬御役儀御請負の通御付けられ、翌酉の年より遅滞なく相勤め申候・・・」

◎「七継往還、人居御座無く、寒暑風雨の節往還の人馬湯水に渴え至極難儀、御伝馬継、自分の入用金、薄地の場所にて其節は望み申す百姓少なく、御伝馬御役儀御請負」

の言葉があるとおりに、伝馬継の宿駅を自分の入用金で開発した経緯が述べられています。

◎「殊に松平伊豆守様(信綱)より、直接の「有難き御意」を以て、西は江戸御水道(玉川上水)と野止留水道との堀分け、東は田無村の方へ開発仕り候様にと仰付けさせられ、」

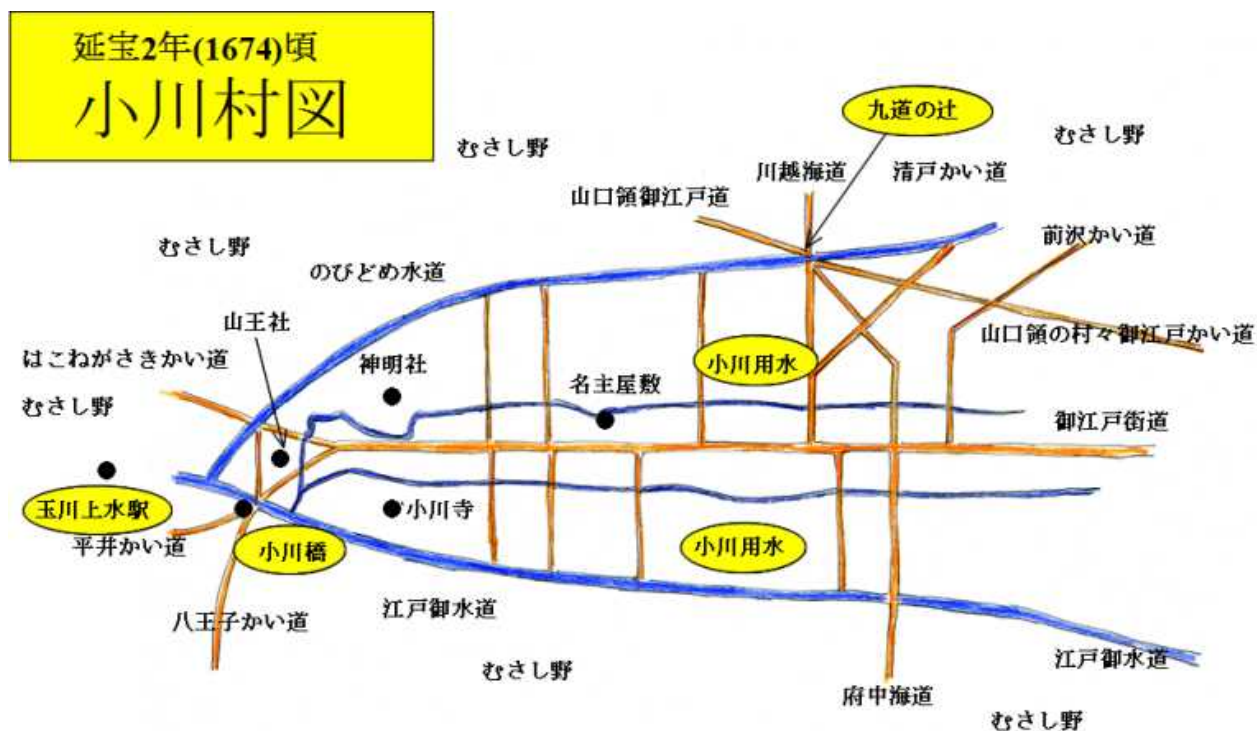
と、野火止分水口が新田の西端と決められています。

◎この動きに対して、伝馬継の負担の重かった田無村の名主が小川新田の伝馬役参入に賛成の意を表す文書を出しています。

◎開発が開始されても、実際には、直ちに分水は得られなかったようです。27～29 寸の深さの井戸を掘っても水が出ないので、やむなく代官に願い出て、玉川上水から樋口 30 センチ四方の分水を

得たとされています。

入墾者は明暦2年(1656)47名、明暦3年11名、明暦4年10名と、急速に集まっています。その後は緩やかで、享保8年(1723)には117名でした。



小平市史料集第26集 玉川上水と分水4 p251をもとに作成

●印とその説明以外の書き込みは史料集による

## ②小川分水

小川九郎兵衛が要請した小川分水がいつ許可になったのか、新田開発の作業はいつ開始されたのか、それらの年月、文書は不明です。ただ、

- ・先に紹介した文書に明暦2年(1656)に願出、明暦3年(1657)から伝馬役を勤めていることが書かれている
- ・田無村名主が明暦2年6月16日、九郎兵衛あてに出した手形に、「新田を立てたことは御伝馬継ぎにとっても一段と便利」と記されて、その文書が残されている
- ・開拓者の入村が明暦2年(1656)に集中している

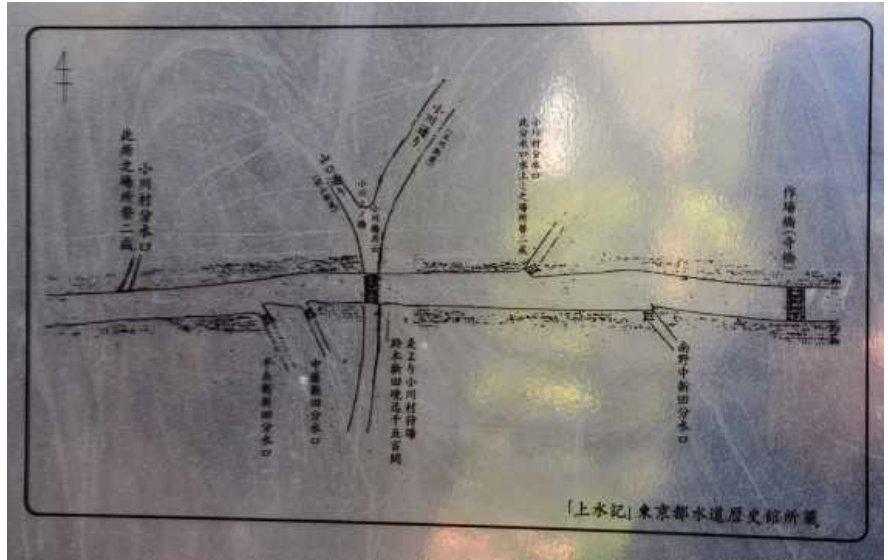
ことから、明暦2年(1656)、開発着手の年の頃と推測されます。

小川用水をどこから分水したかは、小平市が左図の標識を玉川上水縁の現地に用意しています。



その説明には

- ・明暦2年(1656)許可  
東小川橋付近
- ・文化4年(1807)付け替え
- ・明治31年(1870)新堀用水  
(北側新井筋)付け替え  
とされています。



## 2 青梅街道のルート変更

小川新田の出現により、新しく箱根ヶ崎と田無間に石灰継立場ができたため、石灰輸送のルートは変更されました。青梅新町村の形成も進み、青梅新町・箱根ヶ崎から小川宿を経て田無へと向かうルートで、従前の通り田無の橋場で合流しました。

東大和市域内で言えば、武蔵村山市の残堀から青梅橋に至る、現在の桜街道になります。青梅橋には野火止用水が流れ、水場の便もあって御茶屋や馬の休憩所などが出来ました。後の絵になりますが御岳菅笠がその様子をよく描いています。

